

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.2.17



先進国好利回りCBファンド2023-03

(為替ヘッジあり) (限定追加型)

(為替ヘッジなし) (限定追加型)

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	内外	その他資産(転換社債)	その他資産(投資信託証券(転換社債))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「先進国好利回りCBファンド2023-03(為替ヘッジあり)(限定追加型)」、「先進国好利回りCBファンド2023-03(為替ヘッジなし)(限定追加型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月1日に関東財務局長に提出しており、2023年2月17日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

24兆4,407億円
(2022年11月30日現在)

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



今こそ考えたい資産があります

世界各国でのインフレ率の高止まりにより、各国中央銀行が金融引き締めを実施した結果、主要国の景気の先行き不透明感が高まりました。

このような、投資対象資産の選択が難しい
投資環境のなかで考えたい資産が、

<債券>と<株式>の 両方の性質をもつ資産、CB(転換社債)なのです。

CBは、株価下落局面では下値抵抗のある「債券」の性質、
株価上昇局面では株価との連動性が高まる「株式」の性質を兼ね備えています。

当ファンドでは、債券の性質が強いCBに着目しました。

相対的に利回りの高い先進国のCBに投資し、

利子収益を確保しつつ、値上がり益の獲得もめざします。

このような投資環境だからこそ、CBへの投資を考えてみませんか。

2023年2月

三菱UFJ国際投信

ファンドの名称	略称
先進国好利回りCBファンド2023-03(為替ヘッジあり)(限定追加型)	為替ヘッジあり
先進国好利回りCBファンド2023-03(為替ヘッジなし)(限定追加型)	為替ヘッジなし

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む先進国の転換社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1 日本を含む先進国の転換社債(以下「CB」という場合があります。)等を主要投資対象とします。

◆ 先進国好利回りCBマザーファンド2023-03への投資を通じて、主として日本を含む先進国のCB等に投資を行います。

📖 CB(Convertible Bond)とは、一定の条件で株式等に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。

◆ 銘柄選定にあたっては、投資対象地域の分散、信用リスク、価格水準、残存期間、流動性等を勘案しつつ、日本を含む先進国のCB市場等において相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行うことを基本とします。

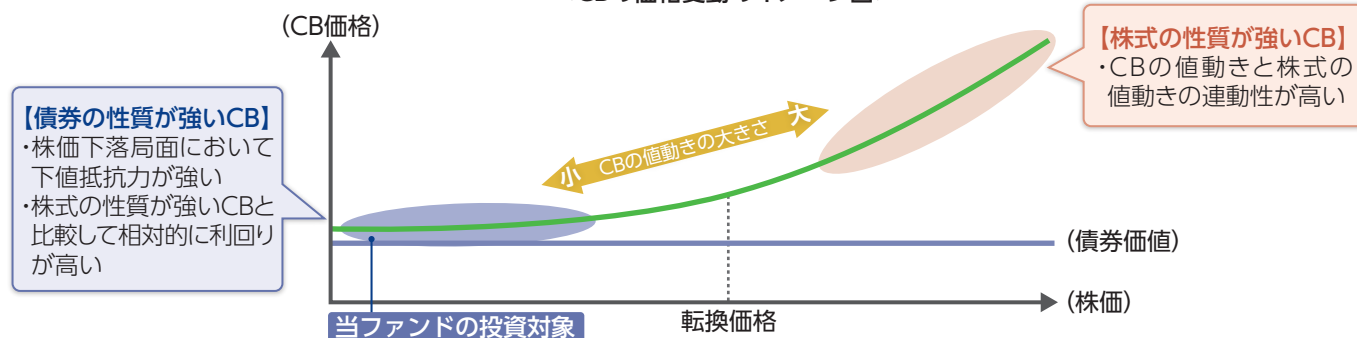
! 信用格付けが投資適格未滿(BBB-格相当未滿)の銘柄への投資も行います。

CBの性質

CBは、債券の性質と株式の性質を兼ね備えています。

【債券の性質】 定期的なクーポン(利子)収入／償還時には額面で償還 【株式の性質】 株価との連動性／株式等に転換できる

<CBの価格変動のイメージ図>



- ・上記はCBの値動きについて一般的なイメージを示したものであり、すべてのCBについてあてはまるものではありません。
- ・債券価値は市場金利や信用リスクの変化により変動するため一定ではありません。
- ・クーポンが0%のCBもあり、必ず利子が受け取れるとは限りません。
- ・発行体の信用状況等によっては、利子を受け取ることができない場合や額面金額で償還されない場合があります。
- ・銘柄の発行条件によっては、額面相当額の株式等で償還される場合があります。

◆ 原則として信託期間内に償還日を迎えるCB等に投資を行い、償還日まで保有することを基本とします。なお、運用者の判断により、償還日前に売却することがあります。

! プットオプション付CBについては、オプションの権利行使日をCBの償還日とみなす場合があります。

📖 プットオプション付CBとは、通常の償還日とは別に、CBの保有者が満期前に償還を請求できる権利(プットオプション)が付与されているものをいいます。

◆ CB等の償還金等については、原則として信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資を行います。ただし、市況動向や残存期間等によっては、信託期間内に償還日を迎える普通社債や国債等に再投資することがあります。

! 当ファンドにおけるCBの組入比率が大幅に低下する場合があります。

特色2

信託期間が約4年の限定追加型の投資信託です。

- ◆ 当ファンドの信託期間は2023年3月10日から2027年3月9日までです。
 - ◆ 当ファンドは、ご購入のお申込みを2023年3月24日までに限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。
- 📖 「限定追加型投資信託」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集を行わないタイプの投資信託をいいます。
- ◆ 設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。

特色3

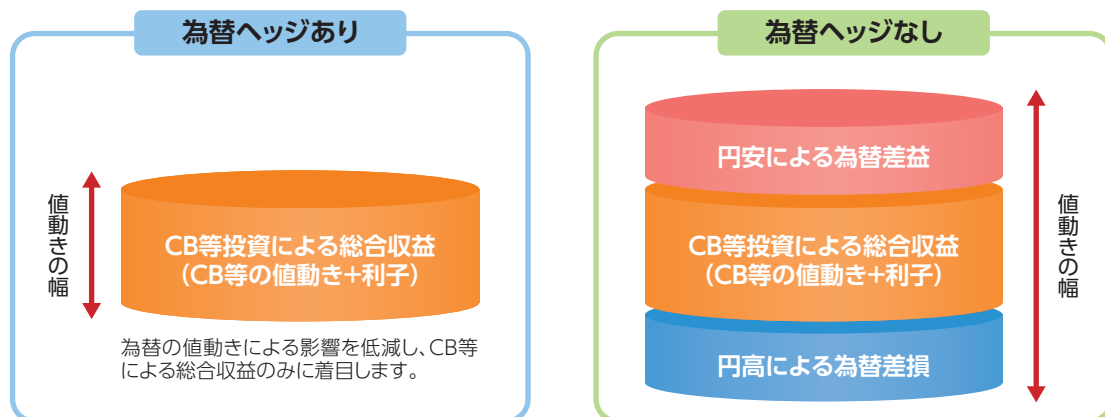
為替ヘッジの有無により、為替ヘッジあり、為替ヘッジなしが選択できます。

- ◆ 為替ヘッジありは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ◆ 為替ヘッジなしは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ図>



❗ 上記は各ファンドの投資リターンのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。



特色4 CB等の運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに運用指図に関する権限を委託します。

◆ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループの一員です。CBの運用で豊富な経験を有する世界有数の資産運用会社です。

■UBSグループおよびUBSアセット・マネジメント・グループの概要

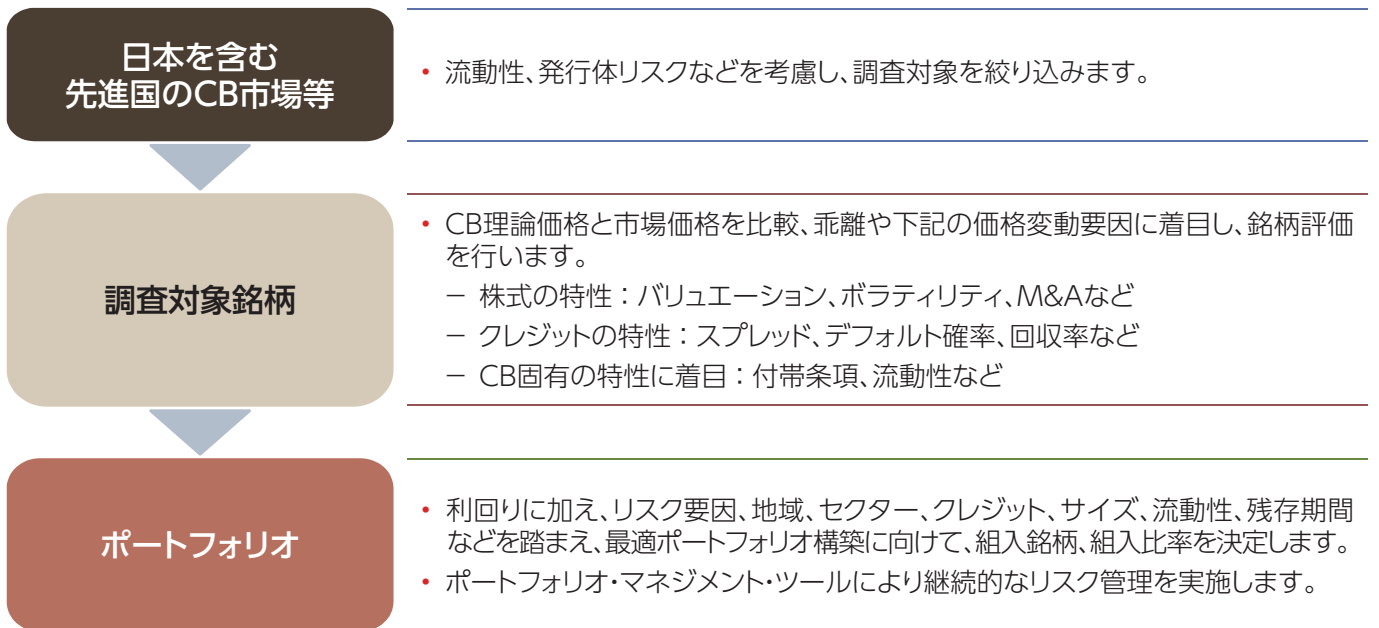
UBSグループは、スイスを本拠地として、世界50以上の国・地域の主要都市にオフィスを配し、約72,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界23の国・地域に約3,600名(2022年6月末現在)の従業員を擁し、約142兆円*の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。

*為替は1米ドル=144.76円で換算しています。

(出所)UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーの資料を基に三菱UFJ国際投信作成(2022年9月末現在)

■運用プロセス



❗ 信託期間内に償還日を迎える普通社債等に再投資を行う場合があり、この場合においても上記の運用プロセスに準じて銘柄選定を行います。

❗ 上記は、銘柄選定の視点を示したものであり、実際のファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

❗ 上記の運用プロセスは将来変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

👉 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufj.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■ 分配方針

- ◆ 年1回の決算時(3月9日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

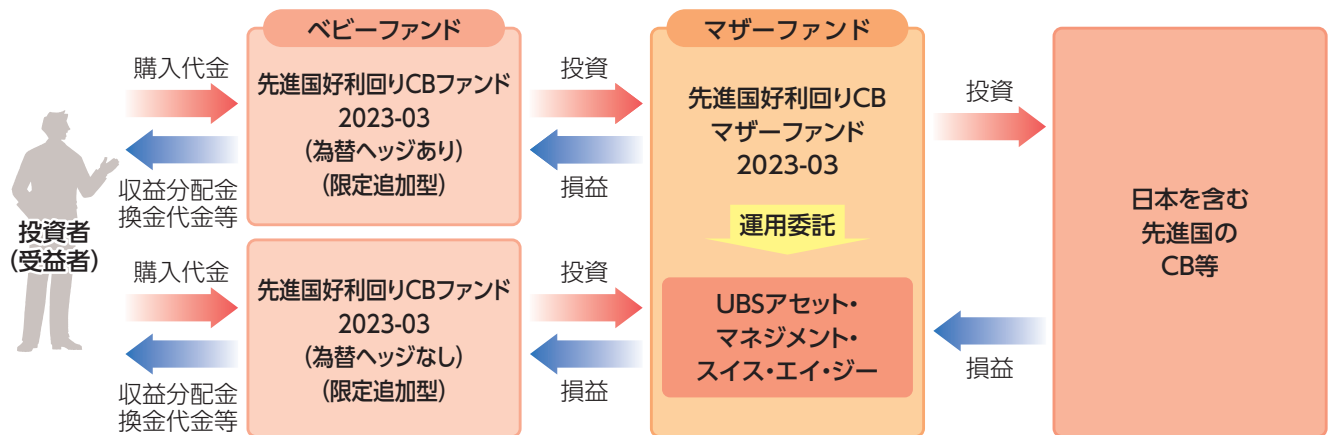
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2024年3月11日です。)

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

■ 主な投資制限

転換社債の一銘柄制限	同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

CBは、一定条件で株式等に転換できる債券であるため、株式と債券の両方の価格変動リスクを負っています。CBは、株式等に転換する条件である転換価格を基準として、株式等の価格が転換価格より高いほど株式等の価格変動の影響を受けやすく、株式等の価格が転換価格より低いほど市場金利変動の影響を受けやすくなり、組入CBの価格の下落は基準価額の下落要因となります。なお、転換の対象となる株式等の価格は、株式市場全体の動向のほか、転換対象となる株式等の発行体の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。また、CBの価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、CBの価格は下落します。市場金利の変動によるCB価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。CBの発行条件によっては、発行体の裁量により額面相当額の株式等で償還される場合があります。額面相当額の株式等で償還が発表された場合、CBの価格が下落することがあります。また、株式等で償還された場合には、当該株式等を売却するまでの期間、株式等の価格変動の影響を受ける場合があります。また、普通社債や国債等の価格についても、市場金利の変動の影響を受けて変動します。組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

■為替ヘッジあり

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■為替ヘッジなし

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

CB等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、CB等の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

CB等を売買しようとする際に、そのCB等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。



投資リスク

低格付債券への投資リスク

ファンドは、格付けの低いCB等に投資する場合があります。格付けの高いCB等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■CB等の再投資に関する留意点

CB等の償還金等については、原則として信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資を行いますが、再投資するCBは当初投資したCB等に比べ、低い利回りのものである可能性があります。また、市況動向や残存期間等によっては、CBへの再投資が困難なことがあり、その場合には、信託期間内に償還日を迎える普通社債や国債等に再投資することがあります。再投資する普通社債や国債等についても、当初投資したCB等に比べ、低い利回りのものである可能性があります。したがって、ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンド全体の利回り水準が低下する場合があります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

<信用格付けについて>

	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

ムーディーズ・インバスターズ・サービス (Moody's) のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング (S&P) のAAからCCCまでの格付けには「+, -」という付加記号を省略して表示しています。



投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

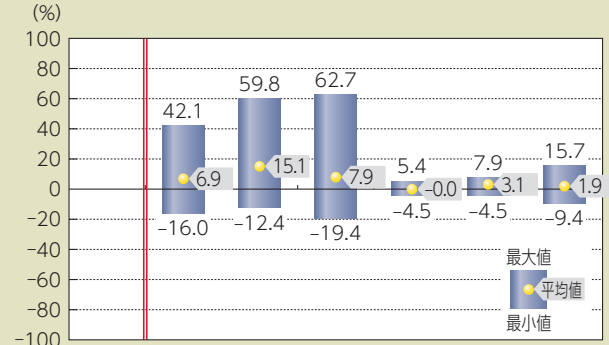
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
右図におけるファンドの年間騰落率はありません。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年12月末～2022年11月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

■基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■分配の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■年間収益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

- ファンドにベンチマークはありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	当初申込期間：2023年2月17日から2023年3月9日まで 継続申込期間：2023年3月10日から2023年3月24日まで ※2023年3月25日以降、購入のお申込みはできません。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	設定の中止	各ファンドの合計募集金額が30億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、チューリッヒの銀行の休業日 ・12月24日
	申込締切時間	2023年3月10日以降において、原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

 その他	信託期間	2027年3月9日まで(2023年3月10日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月9日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2024年3月11日
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド800億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.3% (税抜 3.0%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.078% (税抜 年率0.980%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.65%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.30%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3・9月の9日(休業日の場合は翌営業日)およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年率0.45%以内をかけた額とします。			
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2022年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>